

(別 表) (第 8 条関係)

公営中高層住宅の水道料金等の算定基準

住宅 種別	子メータの点検			水量算出方法及び水道料金等の算定基準
	住宅部分	散水栓 等部分	店舗等 部分	
住宅	有	無		<p>○住宅部分…子メータごとに算定</p> <p>○共同設備部分…親メータ水量－(住宅部分水量＋基礎引き上げ水量) ＝共同設備部分として算定する。(※1) 料金等の算定は、戸数計算で行う。 (要綱第8条第3号を適用)</p>
	有	有		<p>○住宅部分…子メータごとに算定</p> <p>○散水栓等部分…散水栓等部分メータごとに計量し、その水量を合算する。 料金等の算定は、戸数計算で行う。(※2)</p> <p>○差水量…親メータ水量－(住宅部分水量＋散水栓等部分水量) ＝差水量として算定する。 この料金等の算定は、水道料金＝97円×差水量×消費税及び 地方消費税相当率 下水道使用料＝61円×差水量×消費税及び地方消費税相当率 (それぞれ端数切捨て)として算定する。 ただし、一定の要件を備えている場合は、算定しないこと ができる。 (要綱第8条第5号、第6号及び第7号を適用)</p>
店 舗 付 住 宅	有	無	無	<p>○住宅部分…子メータごとに算定</p> <p>○店舗等部分及び共同設備部分 …親メータ水量－住宅部分水量＝店舗等部分及び共同設備部分 の使用水量として算定する。 料金等の算定は、大阪市水道事業給水条例第26条第1項に基づき行う。 (要綱第8条第4号を適用)</p>
	有	有	無	<p>○住宅部分…子メータごとに算定</p> <p>○店舗等部分…親メータ水量－住宅部分水量－散水栓等部分水量 ＝店舗等部分の使用水量として算定する。</p> <p>○散水栓等部分…散水栓等部分メータごとに計量し、その水量を合算する。 料金等の算定は、戸数計算で行う。(※2) (要綱第8条第2号本文及び第5号を適用)</p>
	有	無	有	<p>○住宅部分…子メータごとに算定</p> <p>○店舗等部分…子メータの合計水量若しくは各店舗メータごとに算 定する。</p> <p>○共同設備部分…(親メータ水量－店舗等部分水量)－(住宅部分水量 ＋基礎引き上げ水量) ＝共同設備部分として算定する。 料金等の算定は、戸数計算で行う。(※1) (要綱第8条第2号ただし書及び第3号を適用)</p>
	有	有	有	<p>○住宅部分…子メータごとに算定</p> <p>○店舗等部分…子メータの合計水量若しくは各店舗メータごとに算 定する。</p> <p>○散水栓等部分…散水栓等部分メータごとに計量し、その水量を合算する。 料金等の算定は、戸数計算で行う。(※2)</p> <p>○差水量…親メータ水量－(住宅部分水量＋散水栓等部分水量＋店舗等部分 水量)＝差水量として算定する。 この料金等の算定は、水道料金＝97円×差水量×消費税及び 地方消費税相当率 下水道使用料＝61円×差水量×消費税及び地方消費税相当率 (それぞれ端数切捨て)として算定する。 ただし、一定の要件を備えている場合は、算定しないこと ができる。 (要綱第8条第2号ただし書、第5号、第6号及び第7号を適用)</p>

※1 「住宅部分水量＋基礎引き上げ水量」が基礎水量の総戸数分に満たない場合は、基礎水量に総戸数を乗じた水量とする。

※2 「住宅部分水量＋散水栓等部分水量」－住宅部分水量(基礎水量の総戸数分に満たない場合は、基礎水量に総戸数を乗じた水量とする。)